

糖尿病重症化予防に係る連携協定書

一般社団法人栃木県医師会（以下「甲」という。）、栃木県保険者協議会（以下「乙」という。）及び栃木県（以下「丙」という。）は、糖尿病の重症化予防に向けた取組を県内に広げていくため、次のとおり「糖尿病重症化予防に係る連携協定（以下「協定」という。）」を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、糖尿病の重症化予防に向けた取組の促進に向けて、甲、乙及び丙それぞれの役割、連携・協力の内容などを定め、保険者が行う具体的な取組の支援を図ることを目的とする。

（プログラムの策定等）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、それぞれの専門的知識を活かしながら、連携・協力し、「栃木県糖尿病重症化予防プログラム」（以下「プログラム」という。）を速やかに定めるものとする。

2 甲、乙及び丙は、プログラムに基づく取組実績の検証結果を踏まえ、必要に応じてプログラムを見直すものとする。

（役割及び連携・協力）

第3条 甲、乙及び丙は、前条により定めるプログラムが効果的に運用できるよう、相互に連携・協力し、次の各号の取組を進めるものとする。

一 甲は、プログラムについて郡市医師会に周知するなど、取組の円滑な実施に協力するとともに、かかりつけ医と専門医等との連携の強化など、保険者との連携体制の構築に協力するものとする。

二 乙は、保険者によるプログラムに基づく取組を促進するため、保険者を対象とした研修などを実施し、プログラムについて周知を図るとともに、保険者の取組実績について調査・分析に取り組むものとする。

三 丙は、プログラムについて関係団体へ周知し、県民へ啓発するとともに、栃木県糖尿病予防推進協議会を活用し、県内における糖尿病の重症化予防対策及び医療体制の構築の推進並びにプログラムに基づく取組実績の検証に取り組むものとする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙及び丙は、連携した取組の実施により知り得た他の当事者の秘密情報を、当事者間の書面による承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならない。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき及びこの協定に定める事項を変更しようとするとき又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議した上でその内容を定めるものとする。

附則

この協定は、これを締結する日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙から書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、協定書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成28年9月20日

甲 栃木県宇都宮市駒生町3337番地の1  
一般社団法人栃木県医師会  
会長

太田照男

乙 栃木県宇都宮市本町3番9号  
栃木県保険者協議会  
会長

檜山英二

丙 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号  
栃木県  
知事

福田富一

糖尿病重症化予防に係る連携協定書

一般社団法人栃木県医師会（以下「甲」という。）、栃木県保険者協議会（以下「乙」という。）及び栃木県（以下「丙」という。）は、糖尿病の重症化予防に向けた取組を県内に広げていくため、次のとおり「糖尿病重症化予防に係る連携協定（以下「協定」という。）」を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、糖尿病の重症化予防に向けた取組の促進に向けて、甲、乙及び丙それぞれの役割、連携・協力の内容などを定め、保険者が行う具体的な取組の支援を図ることを目的とする。

（プログラムの策定等）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、それぞれの専門的知識を活かしながら、連携・協力し、「栃木県糖尿病重症化予防プログラム」（以下「プログラム」という。）を速やかに定めるものとする。

2 甲、乙及び丙は、プログラムに基づく取組実績の検証結果を踏まえ、必要に応じてプログラムを見直すものとする。

（役割及び連携・協力）

第3条 甲、乙及び丙は、前条により定めるプログラムが効果的に運用できるよう、相互に連携・協力し、次の各号の取組を進めるものとする。

一 甲は、プログラムについて郡市医師会に周知するなど、取組の円滑な実施に協力するとともに、かかりつけ医と専門医等との連携の強化など、保険者との連携体制の構築に協力するものとする。

二 乙は、保険者によるプログラムに基づく取組を促進するため、保険者を対象とした研修などを実施し、プログラムについて周知を図るとともに、保険者の取組実績について調査・分析に取り組むものとする。

三 丙は、プログラムについて関係団体へ周知し、県民へ啓発するとともに、栃木県糖尿病予防推進協議会を活用し、県内における糖尿病の重症化予防対策及び医療体制の構築の推進並びにプログラムに基づく取組実績の検証に取り組むものとする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙及び丙は、連携した取組の実施により知り得た他の当事者の秘密情報を、当事者間の書面による承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならない。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき及びこの協定に定める事項を変更しようとするとき又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議した上でその内容を定めるものとする。

附則

この協定は、これを締結する日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙から書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、協定書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成28年9月20日

甲 栃木県宇都宮市駒生町3337番地の1  
一般社団法人栃木県医師会  
会長

太田照男

乙 栃木県宇都宮市本町3番9号  
栃木県保険者協議会  
会長

檜山英二

丙 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号  
栃木県  
知事

福田富一